

[ 様式 2-2表 ]

第一種奨学金貸与月額変更願(届)(減額)

独立行政法人

日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構奨学金の貸与月額を下記のとおり減額することを願います。  
つきましては、返還誓約書(兼個人情報取扱いに関する同意書)で確認し、誓約した内容から、貸与月額の減額に係る一切の債務に関しても、確認書並びに返還誓約書(兼個人情報取扱いに関する同意書)及び日本学生支援機構諸規定に定める取扱いに従うことを誓約します。

太枠線内及び必要事項は正確に、もれなく記入のうえ学校に提出してください。

奨学生番号				学籍番号	提出日	西暦 20 年 月 日
6		0			生年月日	西暦 年 月 日 (満 歳)
大学(院)	学部	学科(科)	年次	フリガナ		
短期大学				氏名(自署)		
学校	課程	研究科				

■ 月額変更 (「変更可能月額一覧表(第一種奨学金)」を参照して記入してください。)

機構使用欄 (変更始期)	年	月
	2	0

本人現住所 (転居予定の場合は転居先住所) ( <input checked="" type="checkbox"/> 該当にチェック)	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 自宅外	入居日	西暦 年 月 日入居 <small>*自宅外に記した場合は入居日及び住所の記入は必須</small>
生計維持者住所	生計維持者氏名 ( ) 〒		
	生計維持者氏名 ( ) 〒		
変更内容 (①~④のうち、該当するいずれかに <input checked="" type="checkbox"/> )	<input type="checkbox"/> 通学形態変更を伴う減額 <input type="checkbox"/> ①自宅外月額から自宅月額へ入居月の翌月(月の初日の場合はその月)が減額始期(選択不可)		
	<input checked="" type="checkbox"/> その他の減額(注) <input type="checkbox"/> ②転学・編入学(様式6・様式7-1)と同時に減額→学校担当者に減額始期を確認してください。 <input type="checkbox"/> ③大学院生 <input type="checkbox"/> ④上記①~③以外の減額		
減額始期	2	0	年 月
従前の奨学金月額	円		希望する奨学金月額
変更する理由			

※1. 本願出にて第一種奨学金の貸与月額が制限(併給調整)されている場合であっても、同一の支援区分で選択できる範囲内で貸与月額を減額することができます。  
※2. 第一種奨学金の貸与月額が制限(併給調整)されている場合に、通学形態を変更する場合は、給付様式2-1又は給付様式35を提出してください。

■親権者又は未成年後見人(本人が未成年者の場合のみ記入)

上記の者が、現在貸与を受けている奨学金について本申請を行うことに同意します。

(親権者又は未成年後見人) 住所・氏名(自署)	〒	( ) (TEL: )	(親権者) 住所・氏名(自署)	〒	( ) (TEL: )
----------------------------	---	-------------	--------------------	---	-------------

本人が未成年者の場合には、親権者がそれぞれの欄に自署してください。親権者が連帯保証人の場合も、本人が未成年者であれば必ず自署してください。親権者とは、民法に定める親権者のことで、通常は両親です。両親がいる場合は、必ず2名とも記入してください。いずれかがいない場合は一人が記入し、余白に一人の旨を記入してください。未成年後見人がいる場合は、未成年後見人が自署してください。奨学金申込時の「親権者又は未成年後見人」から変更されている場合は、余白にその旨を記入してください。

上記記載のとおり相違ないことを証明します。

(学校の証明) 20 年 月 日

学校名 フェリス女学院大学

関係課長(※)

※証明者は課長相当職以上の方としてください。

●学校記入欄(必須)

返還誓約書機構提出 ( <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input type="checkbox"/> 済
--	----------------------------

電話番号(担当者名)	学校番号	区分
045-812-9127	3 0 3 0 2 1	

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務(返還業務を含む)及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。